

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後	改正前
<p>2 〔略〕</p>	<p>（金融機関が営むことができない業務） 第三条 令第三条第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 〔一〕五 略〕 六 暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）を含む信託財産の管理又は処分を行う信託（令第二条第一号に掲げる金融機関にあつては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第三項各号に掲げる信託を除く。）及び信託財産の管理又は処分において暗号資産関連デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）を行う信託</p>	<p>（金融機関が営むことができない業務） 第三条 〔同上〕 〔一〕五 同上〕 六 信託財産の管理又は処分において暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）を含む財産の信託及び暗号資産関連デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）を行う信託</p>

(業務の種類及び方法)

第四条 信託業務を営む金融機関は、業務の種類及び方法書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 略〕

三 引受けを行う信託に関する次に掲げる事項

〔イ〜ハ 略〕

ニ 信託業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、委託する信託業務の内容並びに委託先の選定に係る基準及び手続
(法第二条第一項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。)

〔ホ・ヘ 略〕

四 〔略〕

2 前項第三号イに掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号、第十一号及び第十三号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。

一 〔略〕

二 有価証券(第十二号に掲げるものを除く。)

〔三〜十 略〕

十一 暗号資産

十二〜十四 〔略〕

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

(業務の種類及び方法)

第四条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 信託業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、委託する信託業務の内容並びに委託先の選定に係る基準及び手続
(法第二条第一項において準用する信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二十二條第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。)

〔ホ・ヘ 同上〕

四 〔同上〕

2 前項第三号イに掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号及び第十二号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。

一 〔同上〕

二 有価証券(第十一号に掲げるものを除く。)

〔三〜十 同上〕

〔号を加える。〕

十一〜十三 〔同上〕

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第十五条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第

一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

〔一〜三 略〕

四 特定寄附信託（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。第十九条第一項第十四号において同じ。）にあつては、当初信託元本額

五 暗号資産等の信託（暗号資産又は暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十六条の三第二項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。第三十一条の十七第二号において同じ。）を含む信託財産の管理又は処分を行う信託をいう。第二十二条第十項において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

〔イ〜ニ 略〕

ホ その他暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項
〔2〜8 略〕

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第十九条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。ただし、第十五号から第十七号まで及び第七項各号に掲げ

第十五条 〔同上〕

〔一〜三 同上〕

四 特定寄附信託（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。第十九条第一項第十三号において同じ。）にあつては、当初信託元本額

五 暗号資産関連有価証券の信託（信託財産の管理又は処分において主として暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十六条の三第二項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。）を含む財産の信託をいう。以下同じ。）にあつては、次に掲げる事項

〔イ〜ニ 同上〕

ホ その他暗号資産の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項
〔2〜8 同上〕

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第十九条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。ただし、第十四号から第十六号まで及び第七項各号に掲げ

る事項については、受益者が特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）である場合又は当該報告書が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理若しくは処分が行われる信託若しくは信託業法施行規則第三十条の二第一項各号に掲げる信託契約に係るものである場合は、この限りでない。

「一〇七 略」

八 暗号資産につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに種類ごとに次に掲げる事項

イ 信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における数量

ロ 当期末現在における数量

ハ 当該暗号資産の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における暗号資産の時価総額

九〇十七 略

「二〇七 略」

（信託財産状況報告書の交付頻度）

第十九条の二 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定

る事項については、受益者が特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）である場合又は当該報告書が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者が信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理若しくは処分が行われる信託若しくは信託業法施行規則第三十条の二第一項各号に掲げる信託に係るものである場合は、この限りでない。

「一〇七 同上」

「号を加える。」

八〇十六 「同上」

「二〇七 同上」

（信託財産状況報告書の交付頻度）

第十九条の二 「同上」

める期間は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 「略」

二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）

以下この号及び第二十二條第十三項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五號。第二十二條第十三項において「改正前厚生年金保険法」という。）第三百三十條の二第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百一號）第二百二十八條第三項の規定による信託契約である場合 三月

（信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項）

第二十一條 「略」

2 「略」

3 前二項の規定によるもののほか、信託業務を営む金融機関は、信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を管理するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、管理しなければならない。ただし、顧客の利便の確保及び信託業の円滑な遂行を図るために、その営む信

一 「同上」

二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）

以下この号及び第二十二條第十四項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五號。第二十二條第十四項において「改正前厚生年金保険法」という。）第三百三十條の二第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百一號）第二百二十八條第三項の規定による信託契約である場合 三月

（信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項）

第二十一條 「同上」

2 「同上」

3 前二項の規定によるもののほか、信託業務を営む金融機関は、信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等を管理するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、管理しなければならない。ただし、顧客の利便の確保及び信託業の円滑な遂行を図るために、その営む信託業の状況に

託業の状況に照らし、次の各号に定める方法以外の方法で管理することが必要な最小限度の暗号資産（当該暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額が、その管理する信託財産に属する暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額に百分の五を乗じて得た金額を超えない場合に限る。）及び電子記録移転有価証券表示権利等については、この限りでない。

一 信託業務を営む金融機関が自己で管理する場合 信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法

二 信託業務を営む金融機関が第三者をして管理させる場合 信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の保全に関して、当該信託業務を営む金融機関が自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる方法

4 信託業務を営む金融機関は、前項ただし書の規定による暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産（以下この項において「履行保証暗号資産」という。）を自己の暗号資産として保有し、次の各号に掲げる履行保証暗号資産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理するものとする。この場合においては、前項各号の規定を

照らし、次の各号に定める方法以外の方法で管理することが必要な最小限度の電子記録移転有価証券表示権利等については、この限りでない。

一 信託業務を営む金融機関が自己で管理する場合 信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法

二 信託業務を営む金融機関が第三者をして管理させる場合 信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等の保全に関して、当該信託業務を営む金融機関が自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる方法

「項を加える。」

準用する。

一 信託業務を営む金融機関が自己で管理する履行保証暗号資産
履行保証暗号資産と信託財産に属する暗号資産、他の信託の
信託財産に属する暗号資産及び履行保証暗号資産以外の自己の
暗号資産とを明確に区分し、かつ、いずれが履行保証暗号資産
であるかが直ちに判別できる状態（履行保証暗号資産の数量が
自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。次号において
同じ。）で管理する方法

二 信託業務を営む金融機関が第三者をして管理させる履行保証
暗号資産 当該第三者において、当該履行保証暗号資産とそれ
以外の暗号資産とを明確に区分させ、かつ、いずれが当該履行
保証暗号資産であるかが直ちに判別できる状態で管理させる方
法

5

〔略〕

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させるこ
とのない体制の整備に関する事項）

第二十二條 〔略〕

〔258 略〕

9 信託業務を営む金融機関は、その取り扱う個人である顧客に関
する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴について
の情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表され
ていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要

4

〔同上〕

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させるこ
とのない体制の整備に関する事項）

第二十二條 〔同上〕

〔258 同上〕

9 信託業務を営む金融機関は、その取り扱う個人である顧客に関
する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴について
の情報その他の特別の非公開情報（その他業務上知り得た公表さ
れていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必

と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

10 信託業務を営む金融機関は、暗号資産等の信託を行う場合（第三号については、信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等を管理する場合を含む。）には、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 「略」

二 暗号資産の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号資産等（金融商品取引法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産等をいう。第四号及び第三十一条の二十五第六号において同じ。）に係る有価証券の売買その他の取引等を取り扱わないために必要な措置

三 業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置

四 信託業務を営む金融機関が、その行う暗号資産等の信託の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等又は当該信託業務を営む金融機関に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託業務を営む金融機関の行う暗号資産等の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置

要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

10 信託業務を営む金融機関は、暗号資産関連有価証券の信託を行う場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 「同上」

二 暗号資産の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号資産等（金融商品取引法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産等をいう。次号及び第三十一条の二十五第六号において同じ。）に係る有価証券の売買その他の取引等とその行う信託業務の対象としないために必要な措置
「号を加える。」

三 信託業務を営む金融機関が、その行う暗号資産関連有価証券の信託の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等又は当該信託業務を営む金融機関に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託業務を営む金融機関の行う暗号資産関連有価証券の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置

「項を削る。」

11 信託業務を営む金融機関は、前項の規定によるほか、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第二条第一項において準用する信託業法第二十八条第三項の規定により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理する信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等で顧客に対して負担する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）を定めて公表し、かつ、実施するための措置を講ずるものとする。

12・13 「略」

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第三十一条の十七 令第十一条の四第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 暗号資産関連有価証券の信託（主として暗号資産関連有価証券

11 信託業務を営む金融機関は、信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等を管理する場合には、業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

12 信託業務を営む金融機関は、前項の規定によるほか、電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第二条第一項において準用する信託業法第二十八条第三項の規定により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理する信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等で顧客に対して負担する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）を定めて公表し、かつ、実施するための措置を講ずるものとする。

13・14 「同上」

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第三十一条の十七 「同上」

一 「同上」

二 暗号資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約につ

券を含む信託財産の管理又は処分を行う信託をいう。以下同じ。
）を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

(禁止行為)

第三十一条の二十五 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一〇三 略」

四 暗号資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等）をいい、暗号資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。）及び暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二条第八項に規定する暗号資産交換業者又は同条第九項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。）を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないうで、第三十一条の十九第四号及び第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

「五・六 略」

いて広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

「イ・ロ 同上」

(禁止行為)

第三十一条の二十五 「同上」

「一〇三 同上」

四 暗号資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等）をいい、暗号資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。）及び暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二条第八項に規定する暗号資産交換業者又は同条第九項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。）を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないうで、第三十一条の十九第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

「五・六 同上」

<p>別表（第二十一条第五項関係） 〔表略〕</p>	<p>別表（第二十一条第四項関係） 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	